

誓約書

私は、出店するに当たり、次の事項について厳守することを誓約します。

1. 私は、暴力団員ではありません。
2. 私は、暴力団員と同一生計の者ではありません。
3. 私（当社）は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係ではありません。
4. 出店に関し、他人に名義を貸しません（私以外の者が営業しません）。
5. 営業補助者として、暴力団員を従事させません。
6. 会場及びその周辺において、粗野又は乱暴な言動をしたり、入れ墨をちらつかせたりするなど周囲の人に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為はしません。
7. 暴力団排除条例を遵守し、暴力団に用心棒代やみかじめ料等の利益を供与しません。
8. 行事の関係者の指示には積極的に従い、行事の運営には全面的に協力します。
9. 暴力団を排除するため、出店申請所等が関係機関に提出されることに同意します。
10. 上記各事項に偽りがあった場合は、出店の不承認、出店承認の取り消し又は露店等の撤去の措置をとられても、一切異議申し立てをいたしません。

年 月 日

出店申請者 氏 名 ㊟

営業補助者 氏 名 ㊟

営業補助者 氏 名 ㊟

営業補助者 氏 名 ㊟

営業補助者 氏 名 ㊟

※ 出店申請者、営業補助者全員の署名押印

(必ず申請者及び営業補助者本人が署名押印してください。)

暴力団排除条例抜粋（利益の供与の禁止）

第20条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団員がその人の業務を行うことを容認することの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。
 - (2) 暴力団員がその人の業務に関する他人との紛争の解決又は鎮圧を行うことの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。
- 2 何人も、前項に掲げる行為のほか、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。（以下略）